



ペイジー口座振替受付サービス

納付書で市税などを納付されているかたは当サービスが**便利**です

●ペイジー口座振替受付サービスとは？

キャッシュカードで口座振替の申し込みができるサービスで、書類手続きより口座振替開始までの期間が短縮されます。また、**手続きに通帳や届出印は不要**です。

※市役所で手続きを行う必要があるため、来庁が難しいかたは専用の申込用紙(依頼書)を送付しますので各担当にお問い合わせください。(保育料、学童保育料は別申込用紙)

●対象科目

市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童保育料

●口座振替開始までの期間

納期限の約20日前までの申し込みが必要です。

	市県民税 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	保育料 学童保育料
申し込み期限	6月10日(水)	5月8日(金)		7月10日(金)	担当にお問い合わせ ください。
振替開始(第1期納期限)	6月30日(火)	6月1日(月)		7月31日(金)	

申し込み・問合せ

税務課徴収管理担当(市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
保険年金課国民健康保険担当(国民健康保険税)
保険年金課後期高齢者医療担当(後期高齢者医療保険料)
高齢介護課介護保険管理担当(介護保険料)
こども保育課保育担当・学童保育担当(保育料、学童保育料)



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

●児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって父(母)と生計が同一でない子ども*を育てているかた、または子どもを育てている父(母)に一定の障がいのある場合に支給されます。

※18歳になった日以後の最初の3月31日まで、一定の障がいがある場合は20歳まで

次のような場合は対象外

- 手当額を超える公的年金を受けられることができる場合(老齢福祉年金を除く。)
- 子どもが児童福祉施設などに入所している場合(母子生活支援施設などを除く。)

支給金額

	子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
	1人の場合	48,050円	48,040円~11,340円
	2人目以降加算額	11,350円	11,340円~5,680円



支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、奇数月に2か月分ずつ支払われます。

●特別児童扶養手当

一定の障がいのある子どもを育てているかたに支給されます。

支給金額

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	58,450円
2級(中度)	38,930円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4・8・11月に4か月分ずつ支払われます。

●所得制限について

申請者やその配偶者、同居者など、生計を同一としている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給に制限があります。

申し込み・問合せ

こども保育課こども給付担当